【資料２】

業務委託仕様書（案）

委託業務名：令和８年度歴史文化遺産デジタル化推進事業（その２）
委託業務場所：うるま市内
委託業務期間：契約締結日の翌日から令和９年３月１９日まで
予 算 規 模：６，６６６千円（消費税込み）を上限とする。

第１章　総　則

（業務の目的）
第１条　本業務は、「うるま市文化財保存活用地域計画」に基づき、本市が有する歴史文化遺産のうち、無形民俗文化財（特に伝統芸能）を中心に、広く一般への情報公開及び関心向上、教材等としての活用に資するためのデジタル化を推進することで、今後の文化継承に繋げることを目的に実施する。

（適用範囲）
第２条　本仕様書は、令和８年度うるま市歴史文化遺産デジタル化推進業務（その２）（以下「業務」という。）に適用する。

（疑　　義）
第３条　受注者は、本仕様書に疑義を生じた場合、あらかじめ契約前に明確にしておくものとするが、契約後に疑義が生じた場合は、発注者と協議してその指示に従わなければならない。

（業務計画）
第４条　受注者は、あらかじめ業務に必要な業務計画を立て、発注者と協議しなければならない。

（成果品の検査）
第５条　受注者は、本仕様書に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

（一般事項）
第６条　⑴　受注者は、関係法令を遵守し誠実を旨として業務にあたらなければならない。
⑵　受注した業務を他に再委託する場合は、事前に協議の上承認を得ること。
⑶　受注者は、本業務により知り得た事項については、秘密を厳守し、他に漏

らしてはならない。

⑷ 本業務中に、地域住民や権利者から業務に関して異議があった場合、速やかに発注者と協議すること。

⑸ 受注者は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的な管理を行わなければならない。

⑹ 受注者は、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

ア 着手届　イ 工程表　ウ 管理技術者届　エ 業務担当職員表
オ 経歴書　カ 完了届　キ 引渡書　ク その他協議により指示のあった書類

⑺ 受注者は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその関係者に対して、常に密な連携を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。

⑻ 受注者は、契約遂行に必要な関係資料の貸与を市に申し出ることができる。

⑼ 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は発注者と協議すること。

（著作権）

第７条 ⑴ 本業務で取得したすべての財産は、うるま市へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び同法第28条に定められた権利を含む）は、うるま市へ帰属する。

⑵ 受注者は、うるま市又はうるま市から正当の本件著作物の利用を許可された第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

⑶ うるま市は、本件著作物の公表に際して、受注者の承諾を得ることを要しないものとする。

⑷ 本業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受注者の費用をもって処理し、受注者自らその版権者（著作権者）に承諾を得るものとする。

⑸ 本業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の管理関係を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、本市指示に基づく場合を除き、受注者の責任において対応するものとし、うるま市は責任を負わない。

【資料２】

第２章　業務内容

（対象区域）

第８条　本業務の対象区域は、うるま市内とする。

（業務内容）

第９条　本業務の内容は、次のとおりとする。

⑴　事前準備

本業務の実施に先立ち、業務目的及び内容を把握した上で業務計画書を作成し、業務の手順・工程及び遂行に必要な事項を企画立案するものとする。

⑵　歴史文化遺産の映像記録保存（デジタル化）

『うるま市文化財保存活用地域計画』（令和６年７月策定、以下「地域計画」という。）の「指定文化財一覧」及び「未指定文化財一覧」に掲載された民俗文化財（民俗芸能）を対象に、映像記録及び解説書の作成等を行う。映像記録にあたっては、地域における継承や学校教材用としての活用に資するよう、対象となる民俗芸能の由来や沿革をはじめ、全体演舞、編成毎の演舞に分けて編集すること。なお、団体及び関係者調整は、本市文化財課の事前承諾を得た上で、受託者において実施すること。

＜対象とする民俗芸能の想定＞

エイサー、獅子舞、ウスデーク等から４団体以上とし、各芸能に偏らない配分とする。

①　民俗芸能の由来・沿革の収集整理

対象とする民俗芸能の由来や沿革に関する情報の収集整理を行い、歴史文化的意義についてとりまとめを行う。

②　全体演舞の映像記録

対象とする民俗芸能の全体演舞を映像として記録するとともに、各演目の音声記録を行う。撮影方法は、隊列理解のため俯瞰撮影とすること。

③　編成毎の映像記録

編成毎の演舞を映像として記録する。

（エイサーの場合の編成想定）

・地謡（曲目）
・旗頭
・大太鼓
・締太鼓
・パーランクー
・男手踊り
・女手踊り
・チョンダラー　等

上記②・③については、映像中に、理解促進のためのナレーションや歌詞掲載、

各所作の解説を付すなどの工夫を行うこと。

④　リーフレット制作・一般公開作業

対象とする民俗芸能の特徴や各所作、演舞に際しての留意事項、衣装、使用する道具類のメンテナンス方法等を分かりやすく整理したリーフレットデータを作成する（10 ページ以内を想定）。また、映像を含む成果品を一般公開するための作業を実施する。

⑶　本市伝統芸能関連イベントの映像記録

本市イベントにおける伝統芸能の映像記録及び動画公開を行うこと（指定場所による撮影）。使用する機材や成果品の内容は、事業者提案による。

催事名：第 38 回全島獅子舞フェスティバル

日　時：令和８年 12 月 13 日（日）

開場：17 時～、開演：18 時～

場　所：うるま市石川会館

⑷　歴史文化遺産のデジタルコレクションカード制作

歴史文化遺産の理解促進による地域アイデンティティの形成、域内周遊や探求活動に資するデジタルを活用したコレクションカード制作を行う。

①　対象とする歴史文化遺産の選定

対象とする歴史文化遺産について、地域計画に基づき候補を選定するとともに、歴史文化遺産の深掘り、情報収集を行う。対象とする歴史文化遺産は 60 種前後を想定する（数量はあくまでも目安であり、普及や利用促進に資する効果的な事業者提案を採用する）。

②　コレクションカード制作

①の作業を踏まえ、デジタルを活用したコレクションカード制作を行う。制作にあたっては、QR コードを活用したアクセス環境の構築をはじめ、域内周遊やカード収集に資するインセンティブ提案、関係者との事前調整及び了解を得た上で実施すること。

③　成果品の周知活動及び方策の提案

制作したコンテンツを広く周知するための広報活動を実施する。また、デジタル化の推進及び将来の汎用性を見据えて、歴史文化遺産のデジタル閲覧が可能となる仕組みについて提案を行うこと。

⑸　業務打合せ（３回以上）

業務を遂行するにあたり、必要に応じて業務打合せを行うものとする（業務着手時、中間報告時、成果品納入時、その他打合せが必要と判断した場合）。なお、業務遂行上、打合せ回数が３回を超える場合でも変更の対象としない。

⑹　業務報告書の作成

業務の成果及び今後の検討事項について、報告書としてとりまとめる。

（成果品）

第 10 条　本業務の成果品は、次のとおりとする。

・制作した映像や解説本等の各種データ一式

・業務報告書（紙媒体３部及びＣＤ－Ｒ）